

お客様各位

2026年5月1日より確認審査に係る対応等を変更します

2025年4月1日に改正建築基準法等が施行され、各種審査業務の高度化・広汎化が求められるなか、相談や問合せが急増しており、審査期間の長期化等に影響を及ぼしている状況です。

お客様からのご要望に沿った形で迅速な審査実施のため、審査業務に専念できる時間の確保、及び審査・検査の品質確保のため、下記のとおり確認審査に係る対応等を変更させていただきます。

申請面積 300 m²超えの確認審査

1. お問合せ（新規相談・変更相談・スケジュール・質疑対応）又はご申請に関すること

窓口は「毎週水・木」の完全予約制

1件30分の枠で、事前にお電話でご予約をお願いします。

①10:00～ ②10:40～ ③11:20～ ④13:20～ ⑤14:00～ ⑥14:40～ ⑦15:20～

電話は「担当オペレーター」が対応

審査担当者へのお電話は、原則折り返しとさせていただきます。

なお、申請済物件に関するお問合せや質疑対応につきましては、下記メールアドレスへのご連絡をお願いします。

「メール相談」を実施

2bu-kakunin@kjhc.co.jp（件名：【意匠(又は設備・構造のいずれか)】+新規相談又は申請済物件名）

新規相談は、内容確認後3営業日以内にご回答させていただきます。

2. 確認審査に関すること

審査開始は「予約」を優先

事前にお電話でご申請の予約をお願いします。

予約なしのご申請や予約日からご申請が遅れる場合は、審査着手が遅れる可能性があります。

大規模建築物等は「引受時期」を調整

・特別避難階段、非常用ELV、機械排煙設備を有する建築物

・3,000 m²を超える特殊建築物（共同住宅・寄宿舎を除く） ※2026年10月より10,000 m²に引上げ予定

お客様にはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

お問合せ先：確認検査本部第2部

TEL：092-771-7615



九州住宅保証株式会社